

平成28年度から 個人住民税の特別徴収を徹底します

【特別徴収とは】

給与支払者が、従業員（パート、アルバイトを含む）に支払う毎月の給与から個人住民税を天引きし、従業員の居住する市町村に納入していただく制度です。

給与支払者は、法人・個人を問わず、全ての従業員から個人住民税の特別徴収を行うことが、法律により義務付けられています。

【平成28年度から】

県および県内全市町村は、平成28年度から、法令順守や納税者の利便性向上、滞納発生の抑制のため、個人住民税の特別徴収による納入を徹底しますので、給与支払者の皆さんは従業員への周知や特別徴収への対応のご準備をお願いします。

【特別徴収の例外】

従業員が下記に該当する場合や従業員数が2人以下の事業所などは、普通徴収切替理由書を給与支払報告書と併せて町に提出することで、特別徴収によらないことが認められる場合があります。

- ・ 毎月の給与が少なく特別徴収しきれない者
- ・ 給与が毎月支払われていない者
- ・ 他から支給されている給与から特別徴収されている者
- ・ 専従者給与を支給されている者 など

○問合せ

具体的な手続きについて 神崎町町民課税務係 TEL 0478-72-2112

制度について 千葉県税務課 TEL 043-223-3098

千葉県市町村課 TEL 043-223-2133

11月11日(火)～17日(月)

税を考える週間

国税庁・国税局・税務署では、国や地方公共団体の基礎となる「税」に対する理解を一層深めていただくため、毎年11月11日から17日までを「税を考える週間」と定めて、様々な広報・広聴活動を行います。今年のテーマは「税の役割と税務署の仕事」です。

また、千葉県税理士会佐原支部では次の要領で「税理士による税の無料相談」を実施します。

相続、贈与、土地や株の譲渡、税の還付など税に関する問題について、お気軽にご相談ください。

◆日時 11月11日(火)、12日(水)
10:00～15:00

◆場所 ショッピングモールサワ
ラシテイ1階特設会場

○問合せ 佐原税務署

☎1331

○税に関する情報は国税庁ホームページへ

<http://www.nta.go.jp/>